

<住民登録>

1月31日現在

人口 78,804

{男37,897}

世帯数 18,999

おおだて

- ◆編集と発行-大館市役所
- ◆発行年月日-昭和44年3月1日
- ◆発行日-毎月1日
- 定価1部4円

昭和43年3月1日第3種郵便物認可

住民基本台帳法

4月1日
から実施

あなたは住民届け出をしていますか

住民の権利、義務に関する各種の台帳を統合整備することによって、国や地方の行政事務基本の台帳とすること、また、これにともなって、住民の届出制度の一元化、簡素化を図つて、行政事務の近代化を促進するために立法化された、いわゆる「住民基本台帳法（昭和42年法律第18号）」は、公布後2年間の猶予期間を経て、この4月1日から全国一斉に実施されます。

この法律では、住民は生所地の市町村の基本台帳に必ず登載されなければならないことはもちろん、住所を変えたとき（転入、転出、転居）、世帯の分離や合併、世帯主の変更（世帯変更）があったとき、また職場の健康保険に入ったり、やめたりしたとき、そのほか住民基本台帳の記載事項に異動があったときは、14日以内に届出をしなければならないと義務づけられています。

ことに、転入、転出、転居、世帯変更の届出については、14日を経過して出された場合は、その理由のいかん問わず簡易裁判所に違反通知をする扱いになったこととあわせて、罰則の規定なども強化されています。

大館市に転入てきて、まだ転入届をしていない人、または市内で住所をかえた人でまだ転居の届出をすましていない人は、いますぐ、市民課で届出をしてください。

入学、就職などで、市民課の窓口が混雑してまいります。
いつも、火曜日から金曜日が比較的すいていますので、この日を選んで、おいでください。用事も早やく済みます。

窓口ご案内

資格関係の異動にも
届出(申出)が必要です

国保や年金、選挙など資格関係の異動で、住所や世帯の変更にともなうものは前記のように、それぞれの届出の際、同時に処理されますが、それ以外で、資格関係に異動があるときは届出が必要です。

これらの届出にも、世帯主又は本人の印鑑をもってきて、市民課で届けます。

「国民健康保険資格得喪届」

◆職場の健康保険など社会医療保険に加入したときは、国保の資格喪失届をしなければなりません。このときは、国保の被保険者証と、加入した社会保険の被保険者証の両方をもってきます。

◆今まで入っていた職場の健険保険など社会保険が、退職などの理由でなくなったらときは、国保の資格取得届をしなければなりません。

このときは、世帯に交付されている国保の被保険者証があるときは、それをもってきます。交付されていないときは、この届出によって新たに交付されます。

「国民年金の資格異動届」

国民年金は、年令20才以上（明治44年4月2日までに生れた人）の人で、公的年金制度の加入者であるか、すでに、それらの年金を受けている人と、それらの人の配偶者である人を除いて全部の人が加入しなければなりません。

一般的には国民健康保険に入っている年令20才以上の人人が該当するとみられています。従って該当者でまだ加入していない人や、20才になった人、又は公的年金制度の加入者（その配偶者）になつたとき、加入者でなくなつたときは届出が必要です。

公的年金制度の配偶者は任意で国民年金にも加入できます。

「選挙人名簿への登録」

年令が20才に達したとき、または20才以上の人で、選挙人名簿からもれている人は、市民課で選挙人名簿への登録の申出をしなければ選挙権を取得することができません。

選挙人名簿は、住民基本台帳に記載されている者で、選挙権を有するものについて行なうとしたので、基本台帳に記載のない人は、選挙人名簿から消されることになります。

以上、住民基本台帳に関連した届出の種類や届出の仕方について述べてみましたが、このほか学年簿の編成、住民票の交付、印鑑登録、公営住宅への入居、生活保護など、住民であるためには基本台帳に登載されていることが前提の条件になります。

大館市に住所を有する人は、一人ももれなく基本台帳に登載されているように協力をねがいます。



転入、転出、転居、変更

「届出のしかた」

転入届の際は、大館市へくる前の市町村が発行した「転出証明書」を添えて下さい。これが必要です。

この「転出証明書」は郵便で請求することができます。このときは、①前の住所と世帯主の氏名、②転出した人の氏名③転出先（大館市での住所）と世帯主氏名、④転出した年月日、手紙に書き、手数料50円（切手）と返信用の切手15円を封入して請求します。

届けのまま、転々と住所をかえたなどで、どこから転出証明書をもらえばいいか、わからない人は、本籍地（戸籍のあるところ）に、戸籍附票上の住所がどこになっているかをたずね、その住所地市町村から交付してもらうことになります。

戸籍附票の住所を手紙で照会するときは、本籍地（戸籍上の字地番）と筆頭者（既婚の人は夫、夫がむこ養子のときは妻の氏名、未婚の人は父、父がむこ養子のときは母の氏名）、自分の名前と返信用の切手15円封入してたずねます。

転出届：大館市から他の市町村へ転出するときは、転出する前に大館市が発行する転出証明書をもらって、これを転出先の市町村へ届ける必要があります。

転居届、世帯変更届

市内で住所をかえたときや、世帯を分けたり、世帯を合併したり、世帯主を変更したときは、14日以内に、その旨を市民課へ届けることになります。

なお、これらの届出するときは、二度歩きしないように、忘れずつぎのものを持ってきてください。

「届出のとき、持ってくる必要があるもの」

転入、転出、転居、世帯変更届の際は世帯主又は本人の印鑑のほか、次のものを持ちます。

「転入のとき」

転出証明書のほか、①職場の健康保険に入っている人は、その被保険者証。②職場の健康保険に入っていない人で、国民健康保険の加入世帯の世帯員になる人は転入世帯に交付されている国保の被保険者証。③国民年金に入っている人は年金手帳。④転出証明書に記載事項が記載されている人で、米穀の受配世帯の世帯員になる人は、転入先世帯の米穀通帳（配給店にあり）などをもってきます。

世帯で転入したり、住込みの使用人や、下宿、寮、寄宿舎、間借など一人世帯になる転入では、上記のうち転出証明書と①③があればもってきます。

「転出のとき」

他の市町村へ転出するため、転出証明書の交付を受けようとするときは、①国民健康保険に入っている人は被保険者証②配給の受配者である人は米穀通帳（配給店にあり）。③国民年金に入っている人は手帳の預り証。をもってきます。

「転居と世帯変更のとき」

転居や世帯変更の届をするときは、①国民健康保険に入っている人は、その被保険者証。甲の世帯から乙の世帯へ転居したり、甲の世帯と乙の世帯が合併したなどのときは甲乙両方の被保険者証。②米穀の受配者で登録店を変更するときは米穀通帳、上記の甲乙のよう転居や世帯合併のときは、両方の米穀通帳（配給店にあり）をもってきます。

なお転入や転出、転居の届をするときは、新しい住所をはつきり覚えておく必要があります。また、転入転居では隣り近所の地理的な事情や、所属する町内名などを覚えておくと便利です。